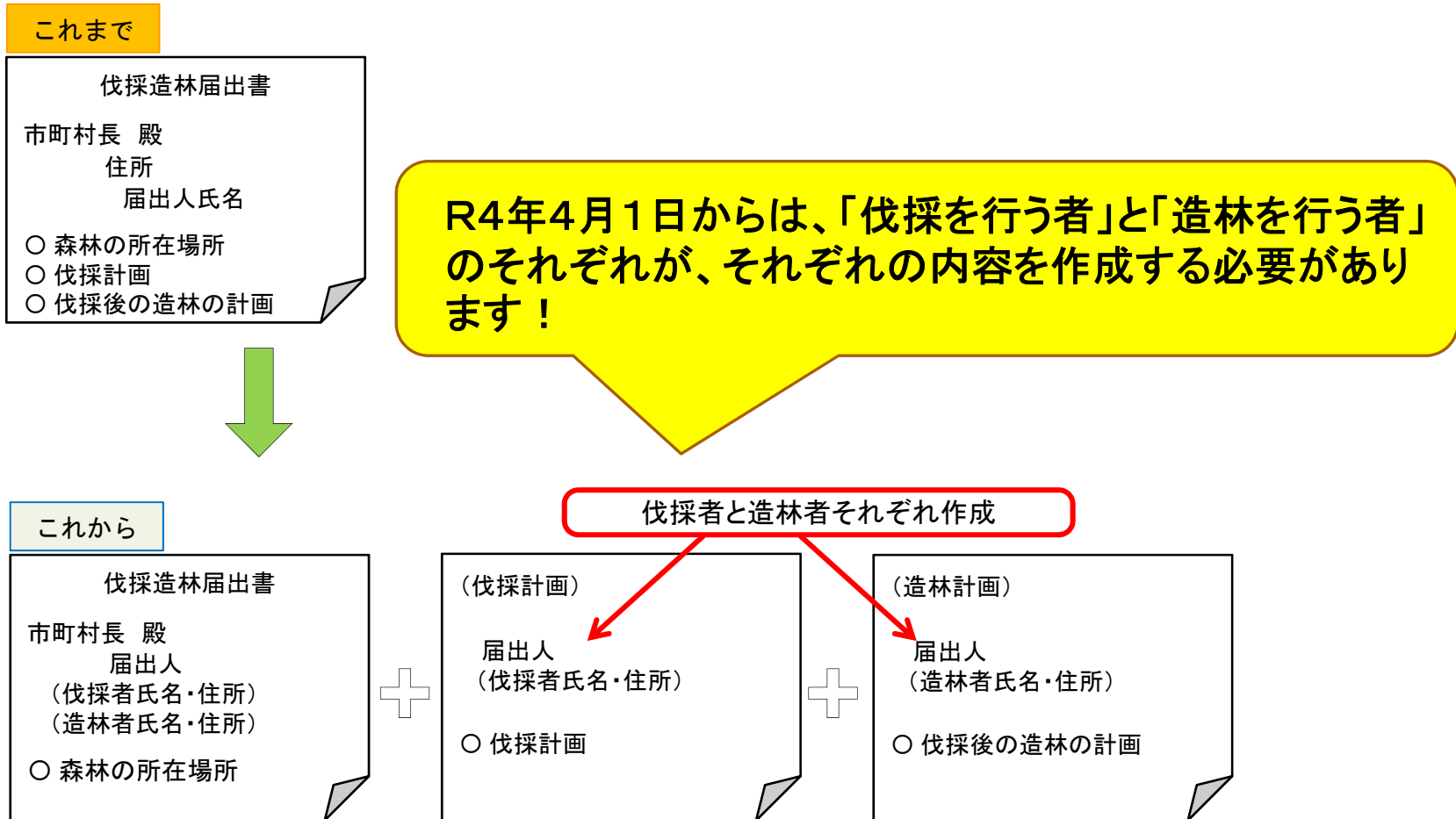


# R4年4月1日から 「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度」が変わります！



---

(伐採及び伐採後の造林の届出書の記載事項)

1 伐採樹種

2 伐採の期間

**新** 3 集材の方法

**新** 4 伐採又は伐採後の造林を委託する場合には、その委託先

5 伐採後の造林の方法別及び樹種別の造林面積

6 伐採後に造林する樹種別の植栽本数

**新** 7 伐採後の造林に係る鳥獣害の防止の方法

8 伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合に  
あつては、その供されることとなる用途

R4年4月1日からは、新たな項目が  
様式に追加されています！

R4年4月1日からは新たに、  
伐採の終わった日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告書」の  
提出が必要となります！

※これまでは、造林の終わった日から30日以内に提出する「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」のみでした。

